

令和7年度（2025年度）未来につなぐふるさと応援事業
（指導員等活動支援事業）募集要項

1 経緯と趣旨

中山間地域や棚田地域における農地や土地改良施設は、農業生産に資する機能を有するとともに、これと併せて自然・文化資源としての役割を果たすなどの多面的機能^{（注1）}を有しています。これらの多面的機能を良好に発揮するためには、それらの保全・利活用に係る地域住民の共同活動（以下、「地域住民活動」という。）の活性化が必要です。

そこで、令和7年度（2025年度）未来につなぐふるさと応援事業（指導員等活動支援事業）では、中山間地域や棚田地域における農地や土地改良施設の有する多面的機能を良好に発揮することを目的に、地域住民による農地や土地改良施設等の利活用や、それらを維持保全する活動を支援することで、中山間地域や棚田地域の活性化を目指します。

今回、熊本県ふるさと水と土指導員が中核となる活動であり、農家以外の方も参加する地域の活性化が期待される地域住民活動等の取組みの企画を募集しますので、提案者は下記の要領に従って提案書を提出してください。

2 実施概要

（1）事業名称

令和7年度（2025年度）未来につなぐふるさと応援事業（指導員等活動支援事業）

（2）応募できる事業者（事業実施主体）

ア 熊本県ふるさと・水と土指導員^{（注2）}（令和7年度認定予定者含む）

イ 公益活動に取り組む民間の団体（地域住民組織、任意団体等）^{（注3）}

（3）対象地域

ア 中山間地域^{（注4）}

イ 棚田地域^{（注5）}

（4）対象の活動

ア 熊本県ふるさと水と土指導員が中核となる活動であり、農家以外の方も参加する地域の活性化が期待される地域住民活動。

イ 地域住民組織や任意団体等が中心となる活動であり、県民の意識の向上及び保全対策事業の必要性等を啓発普及する活動。

ウ 土地改良区等の管理区域において実施する活動であり、当該土地改良区等と連携を図る地域活動。

(5) 対象外となる活動

前項を満たす活動であっても、以下の何れかに該当する活動は対象外とします。

- ア 国または県その他補助金等による助成を受ける（二重補助となる）活動
- イ 事業の主要な部分を他に委託する活動。ただし、高度な専門性が必要ななどの合理的な理由がある場合はこの限りではありません。
- ウ 活動の持続性や自立性が乏しい、取組みの成果の多くが個人等の利益に帰結するなど、地域への波及効果が見込めない活動
- エ 経費の内容・項目が事業趣旨に沿っておらず、対象経費が市場単価等に比して大きく妥当性を欠く活動
- オ 本事業の交付決定前に実施した活動

(6) 補助金額

1件あたり500千円を上限とします。ただし、予算の範囲内を限度とします。

(7) 提出書類

- ア 提案書（別添様式第1号）
- イ 団体の定款、規約またはこれに代わるもの
- ウ 団体、参加者等の名簿（役員、職員名簿）
- エ 活動地域の地図

※ご応募いただいた提案内容は、当事業に係る審査以外の目的には一切使用いたしません。

※「ア、エ」は提案者すべて、「イ、ウ」は公益活動に取り組む民間の団体（地域住民組織や任意団体等）のみが対象となります。

(8) 提出期間

令和7年（2025年）5月2日（金）まで

(9) 提出方法

必要書類を郵送もしくはメールにより提出してください。

※事務処理の円滑化のため、提案書の電子ファイルの提供をお願いする場合がございますので、ご協力をお願いします。

(10) 提出先

熊本県農林水産部農村振興局

むらづくり課農村環境・棚田振興班 担当：山口、宮部

〒862-8570 熊本市中央区水前寺 6-18-1（県庁行政棟本館9階）

Email yamaguchi-m@pref.kumamoto.lg.jp

電話 096-333-2378

(11) 事業の実施期間

補助金交付決定日から令和8年（2026年）3月5日（木）の間で設定
※なお、補助事業の対象になる活動経費は、交付決定通知日以降に発生した経費のみですので、ご注意ください（交付決定前活動経費は本事業の対象外です）。

3 企画の選定及び通知

(1) 企画の選定方法

以下の選定基準により採点を行い、採点結果に基づいて予算の範囲内で選定する。

(2) 選定基準

選定要素	評価の視点
ア 的確性や実効性	・事業の遂行に必要な組織、人員、技術を有している。 ・地域住民の役割分担が適切である。
イ 専門性や独創性	・団体の持つ特性（専門性、地域性等）が活かされている。 ・初めて本事業を申請する者であるか。
ウ 計画性や実現性	・本事業の趣旨を理解しており、事業計画が趣旨に対応している。 ・計画に具体性があり、実行可能である。 ・経費の内容が事業趣旨に沿っている。
エ 都市と農村の交流度合い	・活動への多くの参加が見込まれる。 ・多数の分野の団体の参加が見込まれる。 ・都市部と農村部の両方に亘る活動である。
オ 発展性や普及性	・継続性があり、補助金終了後を見据えた活動である。 ・地域住民を巻き込み意欲高める活動である。 ・農地保全や多面的機能に関する啓発普及効果が見込める。
カ 重点的な取組み	・流域治水のための「田んぼダム」、中山間地域の保全のための農村型地域運営組織（農村RMO）形成に関する取組み、又は子どもの農業体験が見込まれるいずれかの取組み。 ・重点地域（中山間農業モデル地区支援実施要領に定めるモデル地区、熊本県スーパー中山間地域創生事業実施要領に定める対象地域、棚田地域振興法に定める指定棚田地域、つなぐ棚田遺産として認定された棚田地域の何れかに該当する地域）として位置付けられている。

(3) 提出書類の詳細について

提出書類について疑義がある場合は、随時、提出者へご連絡する場合がありますので、ご了承ください。

(4) 選定結果の通知予定

企画審査終了後、郵送で通知する予定です（募集締切日から2週間後程度を予定。ただし、応募数によっては、2週間を超える場合もあります）。

4 活動までの事務手続きについて

(1) 事務手続き

採用された提案者は事業実施主体となって、補助金によって活動経費を助成されることとなります。

ア 採用された企画提案者は、当事業補助金の関係規程に基づき、補助金の事務手続きを経て、補助金交付決定後に活動を開始することとなります。

イ 補助事業採択の流れ（予定）

①応募書類提出→②書類審査→③採用決定→④補助金交付申請書提出→⑤交付決定→⑥活動実施→⑦実績報告→⑧確定→⑨補助金支払い（精算払）

(2) 内容及び採用団体の変更

書類審査の結果、一部改善が必要な場合は、企画内容を変更させていただくことがあります。

また、事業実施主体が、事業対象として必要な条件に合致しない場合や地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合は、補助金の助成を行わないことがあります。

この場合は、次点者と事業実施について協議することになります。

(3) 経費の支払いについて

補助金は、原則として活動終了後に事業実施主体から提出される実績報告書等の書類を審査し、成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときに支払います。

ただし、真にやむを得ない理由があり、かつ、事業実施主体が適正に活動を履行することができると認められる場合は、活動途中でも補助金の支払い（概算払）ができる場合もありますので、交付決定後に担当者へご相談ください。

5 経費の対象

対象経費は、「未来につなぐふるさと応援事業運用 別表」に示した事業の実施に直接必要となる経費です。なお、弁当等の食費や備品購入費等は対象外です。

6 留意事項

- (1) 今回の申込みにかかる一切の費用は、提案者の負担となります。また、提出いただいた書類は返却いたしませんのでご了承ください。
- (2) 企画の提案は、提案者各1企画とします。
- (3) 本補助金により、前年度までに実施された取組みについては、より多くの人達に啓発普及活動を行うなど、これまでの取組みを発展させた内容にしてください。
- (4) 実績報告として提出された資料は、県等が開催する各種研修会で使用及び県ホームページ「くまもとふるさと応援ねっと」等に掲載する場合があることをご了承ください。

(注1) 農業・農村の多面的機能とは

- | | |
|----------------------|----------------------------|
| (1) 洪水を防ぐ機能 | (2) 川の流れを安定させる機能 |
| (3) 地下水をつくる機能 | (4) 土の流出を防ぐ機能 |
| (5) 土砂崩れを防ぐ機能 | (6) 生きもののすみかになる機能(生物多様性保全) |
| (7) 農村の景観を保全する機能 | (8) 体験学習と教育機能 |
| (9) 暑さをやわらげる機能(気象緩和) | (10) 文化を伝承する機能 |
| (11) 保健休養機能 | (12) 高齢者や障害者の機能回復に役立つ機能など |

(注2) 熊本県ふるさと・水と土指導員とは

土地改良施設や農地の持つ多面的機能の維持保全やその必要性を啓発普及するため、地域の保全活動に対する助言や推進指導を行う人材のことを言います。市町村長推薦により、県知事が認定しています。(登録が必要となるため、詳細は事務局へお問い合わせください。)

(注3) 公益活動に取り組む民間の団体とは

NP0 法人のほか、法人格の有無を問わず、民間の立場で、公益的な社会貢献活動を行う団体や、地域のコミュニティ団体などを対象とします。

<条件>

- ・ 宗教や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- ・ 特定の公職者(候補者含む)、または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- ・ 暴力団ではないこと、暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。
- ・ 団体の役員全員が、成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ていないものでないこと。

(注4) 中山間地域とは

5法指定(山村、過疎、半島、離島、特定農山村)に指定されている市町村の地域を言います。なお、5法指定地域以外でも対象となる場合があります(別紙1 中山間地域活動可能市

町村一覧表を参照してください)。

(注5) 棚田地域とは

山腹・丘陵や台地地帯の縁辺、狭隘な谷底地、小扇状地及び山麓の崩壊地などで、自然傾斜を緩和した農地が階段状に分布している地域を言います。なお、本事業では、そのうち主傾斜1／20以上の農地の面積が当該地域の全農地の面積の1／2以上を占める地域を対象としています。